

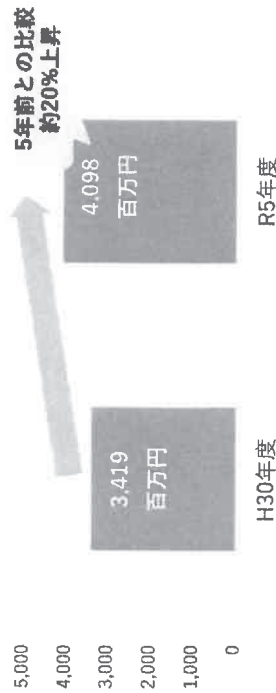
1. 公の施設の使用料算定基準

- 本市の公の施設の使用料は、長年他都市や近隣類似施設を参考に設定
→ H21.10月に統一したルールとして「公の施設の使用料算定基準」を算定
→ 10年以上が経過し、この間の社会経済情勢の変化等を踏まえR5.3月に基準を改定

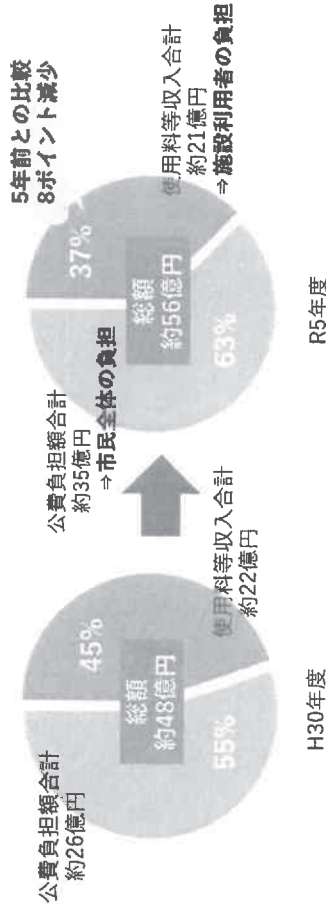
2. 使用料改定の背景

- 物価高騰等により施設の管理運営費は5年前と比べて約20%上昇 【図1】
- 施設利用者が負担する使用料等の収入は5年前と比べて8ポイント減少 【図2】

【図1】 改定対象施設における管理運営費比較 (H30年度→R5年度)
※建物減価償却費等を除いたランニングコストによる比較



【図2】 貸室等を行っている公の施設における管理運営費に占める受益者負担の状況 (H30年度→R5年度 (有料施設のみ))



物価高騰に伴う管理運営費の上昇や、コロナ禍からの社会経済活動の回復を踏まえ、「公の施設の使用料算定基準」に基づく使用料改定をR7.4月に実施予定

3. 改定対象施設

全ての公の施設 (729施設)

①を除く全ての施設 (580施設)

①基準で定める対象外施設 (149施設)

②今回の改定対象外施設 (26施設)

②を除く全ての施設 (554施設)

③現在無料で引き継ぎ無料とする施設 (435施設)

272利用区分

改定対象 119施設

対象外施設 具体例

- ①基準で定める対象外施設
- ア) 法令により市が独自に使用料を設定することができない施設
 - ・小中学校、図書館、保育所等
 - イ) その他の対象外施設
 - ・地方公営企業法を適用し独立採算を目指す施設 (中央卸売市場等)
 - ・特別会計施設 (観光事業特会、食肉地方卸売市場事業特会)
 - ・市営墓地、市営住宅 (特別市営住宅)
- ②今回の改定対象外施設
- ア) 供用開始から5年未満の施設
 - ・中山道加納宿まちづくり交流センター
 - ・柳ヶ瀬健康運動施設/子育て支援施設
 - イ) 民業圧迫の観点から類似施設との調整を図る必要がある施設
 - ・自動車駐車場、自転車等駐車場
 - ウ) 施設のリニューアルやあり方見直しに合わせ改定を行う予定の施設
 - ・歴史博物館、柳津地区学習等供用施設
- ③現在無料で引き継ぎ無料とする施設
- 児童館・児童センター、保健センターほか

4. 改定の考え方

- 現在の使用料が受益者負担の適正化が図られているものかどうかを判定
【実績】使用料収入実績額と
【目標】基準で定める算定方法に従い算定した受益者負担額を比較し、実績が目標を上回る場合は据え置き、下回る場合は、現行使用料が類似施設の使用料と比べ著しく高価な場合を除き基準に沿って再計算し、改定使用料を決定
- 使用料算定基準では激変緩和措置として改定上限を「1.5倍」としているが、今回の改定が基準に沿って統一的行う初めでの改定であることや、昨今の物価高騰等を考慮し、改定上限を「1.2倍」に設定

5. 改定スケジュール

